

◎損害賠償請求の報告について

1 事故事案

平成 28 年 5 月 28 日 (土) 市立小学校敷地内校庭で市内女性が側溝に転落し負傷。

2 事故後の対応

平成 28 年 9 月 2 日に市長専決処分にて示談締結、同月 16 日に損害賠償金を被害者に支出。

教育委員会 9 月定例会及び市議会第 3 回定例会で報告済。

3 今回の損害賠償

被害者女性加入の健康保険組合における治療費負担分

4 請求に至る経緯

医療機関が保険適用で処理されていたが、被害者が傷病手当を健康保険組合に申請した際、第三者行為による損害賠償であることを知り問い合わせがあった。

5 その他

現在、健康保険組合、医療機関と金額調整中。